

入札金額内訳書審査基準の緩和措置について【特例】

(令和5年10月12日)

1 緩和措置拡大の理由

令和4年災の災害復旧工事については、特例措置を講じ早期復旧に努めていますが、**令和5年発生災害**の復旧工事についても災害復旧工事の着実な執行を図ることを目的に、入札金額内訳書審査基準の緩和措置を講ずることとします。

2 措置の内容

① 入札金額内訳書取扱要領 第7 審査基準の簡素化

(5) 次に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ定める場合

ア 土木関係工事 工事工種体系における工種・種別(各階層区分のうちレベル3相当)以上の項目の記載が、一式で全て脱落している場合

↓

〈特例措置〉

直接工事の一式計上(レベル1以上の項目、記載不要)を認める

② 対象工事

本市が発注する**令和5年**に被災した公共施設(林道を含む)、農地及び農業用施設等の災害復旧工事に限る。

この取扱は、令和5年10月12日から適用する。